

歯科材料（09）歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用ダイヤモンドバー JMDN コード：16670000

DFS ダイヤモンドバー

【禁忌・禁止】

1. 本製品に感作又はアレルギーを示す患者には使用しないこと。
2. 劣化や異常が見られた場合は、使用を中止すること。
3. 器具の形態変更や改造などはしないこと。

【形状、構造及び原理等】

1. 形状・構造
下記の通り
FG 用



製品コード	タイプ	作業部径
531556	ファイン	前歯用 φ1.6 mm
531566		臼歯用 φ2.1 mm

2. 原材料
作業部：ステンレススチール、ダイヤモンド、ニッケル
シャंक部：ステンレススチール

3. 包装
2 本 / 包

【使用目的又は効果】

微細なダイヤモンド結晶で砥着されたスチール製の作業部をもち、歯科用のハンドピースに装着し、歯牙、骨等の硬組織を研削するために用いる回転式の研削器具。金属、プラスチック、陶材、及び同様の材料の研削に用いることもできる。

【使用方法等】

- 1) 使用する前に本品が滅菌済みかを確認すること。
（オートクレーブ滅菌可。乾燥工程含む、134℃。）
- 2) 歯科用電気駆動装置等に装着し回転させ、振れがないことを確認する。
- 3) 振れがなければ、研削、研磨する。
※推奨回転数：30,000～300,000rpm
※最大回転数：300,000rpm

〔使用方法等に関連する使用上の注意〕

- ・指定の最大回転数を超えて使用しないこと。
- ・損傷、変形（錆、表面キズ、曲がり、汚染）等のあるものは使用しないこと。
- ・予め患者の口腔外で回転させて、振れがないことを確認すること。
- ・歯科用電気駆動装置等の取扱説明書に従い、バーを確実に奥まで装着したことを確認してから使用すること。
- ・ヘッドの形状によっては、折れたり、曲がったりすることがあるので、無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。
- ・患者の口腔内で使用する場合は、冷却水が不足すると施術部が過熱状態になり歯牙に損傷を与える可能性があるため、十分な量の冷却水を供給しながら使用すること。

- ・安全の為に、防護眼鏡を使用すること。
- ・作業中に異常音が発生したり、激しく振動するような場合、破損が疑われる場合は直ちに作業を停止すること。
- ・本品は高速回転で使用されるため、使用中に破折する可能性があるため十分に注意すること。

【使用上の注意】

1. 本品の使用により、感作又はアレルギー反応が現れる可能性があるため、患者に異常を認めた場合は直ちに使用を中止し、専門医の診察を受けさせること。
2. 使用前に必ず適切な洗浄・滅菌を行うこと。
3. 器具に対して、形状変更・打刻（刻印）等の二次加工やヒーティングを行うことは破損の原因となるため、絶対に行わないこと。
4. 素材のステンレススチールは鉄に対して錆び難い金属であるが、使用方法、環境によっては腐食（錆び）することがある。
5. 洗浄・滅菌

〔洗浄〕

- ・使用後は歯科用防錆洗浄剤を用いて洗浄すること。血液、体液等で感染した器具は、そのまま放置すると汚れが除去しにくくなる。洗浄後は十分な水量で洗浄剤を洗い流し、乾燥させること。

※超酸化水（超酸性水）等は、金属を腐食させることがあるため、使用しないこと。

※クレンザー（磨き粉）、金ブラシ、金属ウールは錆び、キズの原因となるため使用しないこと。

※洗浄後は、腐食防止のために直ちに乾燥すること。

〔滅菌〕

- ・オートクレーブ等で滅菌を行うこと。【オートクレーブ温度、乾燥工程含む 134℃】

〔その他〕

- ・洗浄・滅菌にはできるだけ精製水を使用すること。水道水を使用すると塩素イオンの影響で器具が腐食する（錆びる）ことがある。
- ・洗浄・滅菌後の器具は水分を除去し、十分乾燥させてから保管すること。水分が付着したまま長時間放置すると錆び、変色の原因となる可能性がある。

【保管方法及び有効期間等】

1. 高温多湿を避け、直射日光や粉塵のない場所に保管すること。
2. 「もらいさび」を防ぐため、十分に水分を拭き取り、錆びている器具と一緒にしないこと。
3. 保管中、破損しないように注意すること。

【保守・点検に係る事項】

使用前使用後は破損、ヒビ、先端及び軸部のキズ、大きな腐食等がないか確認すること。これらがある場合は使用を中止すること。

*【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社歯愛メディカル
住所：石川県能美市福島町に 152 番地

製造業者：DFS-DIAMON GmbH
（ディーエフエス ダイアモン社）
製造国：ドイツ